

令和7年度賃借料情報の提供について

※農地法の改正により、標準小作料が廃止され、これに代わり農地の賃借料情報を提供することになりました。「賃借料情報」は、今まで制定されていた「標準小作料」とは違い、拘束力はなく、賃借料を決定する際の参考資料として提供するものです。

(10aあたりの年額)

地 目	金 額
田	20,000 円
畑	7,000 円

※上記の金額は令和6年に公告された賃借料等から算出した参考金額です。

※実際の賃借料は地域により、圃場条件や耕作の条件が異なりますので、地主と耕作者の話し合いで決定して下さい。